

遠隔手話通訳サービスの提供開始について

問 保健福祉課 障害福祉係
☎476-1111(137・138)

県視聴覚障害者センターでは、新型コロナウイルス感染症の相談をして、病院を受診することになった場合や災害発生時（避難発生時）には、遠隔手話通訳サービスを受けることができます。

聴覚障害者と手話通訳者が対面せず、離れた場所でスマートフォンやタブレットを使用して、手話通訳を受けるサービスです。お気軽にご利用ください。

【利用対象者】

鹿児島県在住の手話通訳を必要とする聴覚障害者

【利用時間】

午前8時30分～午後8時まで（開館日のみ）

※休館日：火曜日（その日が祝日にあたるときはその日の翌日）および年末年始

【実施期間】

令和2年9月2日～

【利用料】

無料

【利用方法】

「遠隔手話通訳サービス利用申請書」を県視聴覚障害者情報センターに原則、1開館日までに送付ください。（緊急時を除く）

【使い方】

ご自分のスマートフォンまたはタブレットを使用します。使用するアプリは、LINE（ライン）またはSkype（スカイプ）です。

ご自分の端末をお持ちの方は、下記の二次元バーコードから事前に登録願います。

- ①当日、病院等へ到着したら接続状況を確認するためアプリを起動する。
- ②診察室に入る前に、再度アプリを起動して手話通訳者に通信接続して利用します。
（LINE等の使用料は無料ですが、データ通信にかかる費用が発生します。）

S k y p e



L I N E



【問合せ先】鹿児島県視聴覚障害情報センター

☎ 099-220-5896 FAX 099-229-3001